

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【公開番号】特開2011-132229(P2011-132229A)

【公開日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-027

【出願番号】特願2010-270287(P2010-270287)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7076 (2006.01)

C 0 7 H 19/167 (2006.01)

A 6 1 P 25/02 (2006.01)

A 6 1 P 25/04 (2006.01)

A 6 1 P 29/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/7076

C 0 7 H 19/167

A 6 1 P 25/02 1 0 1

A 6 1 P 25/04

A 6 1 P 29/00

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月10日(2012.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

疼痛予防、治療、或いは改善のための医薬の製造におけるスponゴシンまたはその医薬上許容される塩の使用。

【請求項2】

疼痛が痛覚過敏である、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

痛覚過敏が神経因性疼痛である、請求項2に記載の使用。

【請求項4】

疼痛が知覚神経に損傷を引き起こす疾患に起因するか、または関連する、請求項1～3のいずれか1項に記載の使用。

【請求項5】

腸の疼痛、臍臓疼痛、骨盤/会陰の疼痛、背痛、背部の疼痛、胸痛、心臓の疼痛、骨盤の疼痛 / P I D、関節疼痛(例えば、腱炎、滑液包炎、急性関節炎に関連する)、首の疼痛、産科の疼痛(分娩或いは帝王切開)、癌疼痛、H I V 疼痛、幻肢痛、術後疼痛、慢性神経因性疼痛、脊椎手術の失敗による疼痛(failed back surgery pain)、身体的外傷後の疼痛(銃弾による傷、交通事故、或いは火傷起因の疼痛を含む)、瘢痕組織疼痛、急性ヘルペス帯状疱疹の疼痛、急性臍炎の強烈な疼痛(癌)、ヘルペス後神経痛、或いは三叉神経痛の予防、治療、或いは改善のための、或いは、糖尿病性神経障害、多発神経障害、線維筋痛症、筋・筋膜疼痛症候群、骨関節炎、関節リウマチ、坐骨神経痛、或いは腰部神経根障害、脊髄の狭窄症、側頭下頸の関節障害、腎症痛、月経困難症/子宮内膜症に起因するか、または関連する神経因性或いは他の疼痛の予防、治療、或いは改善のための、請

求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 6】

痛覚過敏が炎症性疼痛である、請求項 2 に記載の使用。

【請求項 7】

疼痛が炎症性或いは免疫性疾患に起因するか、或いは関連する、請求項 1、2、或いは 6 いずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 8】

腸の疼痛、背痛、癌疼痛、線維筋痛症、術後疼痛の予防、治療、或いは改善のための、或いは、骨関節炎、関節リウマチ、リュウマチ様脊椎炎、痛風性関節炎のような関節炎状態、或いは喘息、慢性閉塞性肺疾患、線維症、多発性硬化症、敗血症、敗血症性ショック、内毒素ショック、グラム陰性ショック、毒素性ショック、出血性ショック、成人呼吸促迫症候群、脳性マラリア、組織移植拒絶反応、癌の二次的疼痛、HIV、慢性肺性炎症性疾患、ケイ肺症、肺性肉腫、骨吸収の疾患、再灌流損傷、移植片対宿主の拒絶反応、多発性硬化症、重症筋無力症、同種移植の拒絶反応、感染症起因の発熱および筋肉痛、 AIDS 関連症候群 (ARC)、ケロイド形成、瘢痕組織形成、クローン病、潰瘍性大腸炎およびパイレシス (pyresis)、過敏性腸症候群、骨粗鬆症、脳性マラリア、細菌性髄膜炎、或いはアンホテリシン B 治療、インターロイキン - 2 - 治療、OKT3 治療、或いは GM-CSF 治療の副作用に起因するか、或いは関連する、炎症性或いは他の疼痛の予防、治療、或いは改善のための、請求項 1、2、6 または 7 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 9】

スponゴシンが他の鎮痛剤と併用される、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 10】

他の鎮痛剤が、オピオイド受容体アゴニスト或いは部分アゴニスト、シクロオキシゲナーゼ阻害剤、ナトリウム、或いはカルシウムチャネル修飾薬、選択的セロトニン再取り込み阻害薬 (SSRI)、或いは神経因性疼痛を治療する剤である、請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

スponゴシンまたはその医薬上許容される塩を医薬上許容される担体、賦形剤または希釈剤と共に含む、ヒト対象に投与するための医薬組成物。

【請求項 12】

対象において徐脈、低血圧、或いは頻脈の副作用を起こすスponゴシンまたはその医薬上許容される塩の最小血漿濃度の 5 分の 1 ないし 1000 分の 1 の血漿濃度を与えるスponゴシンまたはその医薬上許容される塩の用量を含む、ヒト対象に投与するためのスponゴシンまたはその医薬上許容される塩を含む医薬組成物。

【請求項 13】

用量が対象 1 kg あたり 6 mg 未満のスponゴシンまたはその医薬上許容される塩である、請求項 12 記載の医薬組成物。

【請求項 14】

用量が対象 1 kg あたり少なくとも 0.01 mg のスponゴシンまたはその医薬上許容される塩である、請求項 12 または 13 記載の医薬組成物。

【請求項 15】

420 mg 未満のスponゴシンまたはその医薬上許容される塩の用量を含む、ヒト対象に投与するためのスponゴシンまたはその医薬上許容される塩を含む医薬組成物。

【請求項 16】

用量が少なくとも 0.7 mg のスponゴシンまたはその医薬上許容される塩である、請求項 15 記載の医薬組成物。

【請求項 17】

用量が 7 ~ 70 mg のスponゴシンまたはその医薬上許容される塩である、請求項 15 記載の医薬組成物。

【請求項 18】

スポンゴシンまたはその医薬上許容される塩、および他の鎮痛剤を含む、複合製剤。

【請求項 19】

他の鎮痛剤がオピオイド受容体アゴニスト、或いは部分アゴニスト、シクロオキシゲナーゼ阻害剤、ナトリウム或いはカルシウムチャネル修飾薬、選択的セロトニン再取り込み阻害薬、或いは神経因性疼痛を治療する剤である、請求項18に記載の複合製剤。

【請求項 20】

他の鎮痛剤がガバペンチンである、請求項 19 記載の複合製剤。